

令和7年第2回

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和7年8月18日 開会

同 日 閉会

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

神戸市 センタープラザ6階 特大会議室

## 目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
議事日程	3
会議に付した事件	3
開会宣言（午後2時00分）	4
広域連合長挨拶	4
諸報告	5
議事日程	
第1 会議録署名議員の指名	6
第2 会期の決定	6
第3 認定第1号 令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件	7
第4 認定第2号 令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	8
第5 議案第9号 令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	9
第6 議案第10号 令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	10
第7 陳情第3号 後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするため保険証発行、保険料、窓口負担軽減を求める陳情	11
第8 一般質問	13
第9 同意第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	22
広域連合長の閉会挨拶	23
閉会宣言（午後2時49分）	24
会議録署名	25

## 令和7年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年8月18日（月曜日） 午後2時開議

---

### 出席議員（32名）

2番 岡本 裕	5番 岩崎 敏雄
6番 浜辺 学	7番 御手洗 裕己
8番 榊村 義則	9番 玉田 直人
12番 溝田 康人	13番 藤原 良規
14番 富川 晃太郎	15番 初田 稔
16番 永井 幹雄	17番 松木 茂弘
18番 藤原 博之	19番 西田 和明
20番 井上 利八	21番 堀井 宏之
22番 谷垣 満	23番 細見 正敏
24番 熊田 司	25番 藤岡 勇
26番 富永 奈緒美	27番 富田 健次
28番 藤尾 潔	32番 藤田 浩之
33番 平野 祐次	34番 津田 義和
35番 近藤 博之	37番 柴藤 雅雄
38番 山本 高士	39番 江見 秀樹
40番 穴田 康成	41番 西村 徹

---

### 欠席議員（8名）

3番 吹野 順次	4番 永野 潔
10番 土生田 哉	11番 岡田 康裕
29番 山本 実	30番 奥田 貢
31番 藤原 正和	36番 前田 義人

---

説明のため出席した者

広域連合長 酒 井 隆 明  
副広域連合長 西 村 銀 三  
副広域連合長 岩 根 正  
事務局長 山 根 拓 生  
情報システム課長 樋 口 正 謙  
資格保険料課長 高 武 信 司  
給付課長 有 原 伸 欣  
保険料係長 大 井 茂  
資格係長 中 塚 春 美  
給付第1係長 山 際 正 剛  
給付第2係長 山 本 義 人  
企画財政係長 永 瀬 文 雄

---

職務のため出席した者

書 記 岸 本 徹  
同 辻 久 和

---

---

## 議事日程

(諸報告)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認定第 1 号 令和 6 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 4 認定第 2 号 令和 6 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 5 議案第 9 号 令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議案第 10 号 令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 陳情第 3 号 後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするため保険証発行、保険料、窓口負担軽減を求める陳情
- 第 8 一般質問
- 第 9 同意第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

---

## 会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（溝田 康人） ただいまから、令和7年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

私は、前回の令和7年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会において皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会議長に就任しました、赤穂市副市長の溝田でございます。この場をお借りして一言挨拶申し上げます。

皆様方の御協力を得まして、当広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、3番、尼崎市・吹野議員、4番、明石市・永野議員、10番、豊岡市・土生田議員、11番、加古川市・岡田議員、29番、たつの市・山本議員、30番、猪名川町・奥田議員、31番、多可町・藤原議員、36番、神河町・前田議員から欠席する旨の届けがござっております。

開議に先立ち、酒井広域連合長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

酒井広域連合長。

（酒井広域連合長 登壇）

○広域連合長（酒井 隆明） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和7年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。大変暑い毎日が続いている中、後期高齢者医療のために、また、地域の皆さんのために御活躍をいただいておりますことに心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、本年8月には被保険者証の新規発行廃止後初めての年次更新を迎え、議員の皆様をはじめ、各市町の後期高齢者医療担当の皆様には大変周知・広報などに御協力いただきありがとうございました。

また、保険料に関しましては、令和6・7年度の保険料率改定によって導入されました出産育児一時金への一部拠出に加えまして、令和8・9年度の保険料率改定からは子ども・子育て支援金制度への一部拠出が始まることとなっています。

このように大きな制度改正が続く中ですが、広域連合としましては国の動きをしっかりと注視しながら各市町と連携協力を行って、安定的な制度の運営を図っていきたいと考えておりますので、議員の皆様には何卒よろしくお願い申し上げます。

本日提案いたします案件は、令和6年度の一般会計・特別会計の決算認定、令和7年度の一般会計・特別会計の補正予算、副広域連合長の選任といった重要な案件ばかりとなっています。どうか慎重に御審議をいただき、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長（溝田 康人） これより本日の会議を開きます。

(開 議)

○議長（溝田 康人） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に「諸報告」を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第1号及び第2号による報告がありました。

次に、議会閉会中におきまして、14番、宝塚市・富川議員、15番、三木市・大眉議員より広域連合議員を辞職したい旨の願い出が提出されましたので、議長において、これを許可しました。

次に、欠員となっておりました議会運営委員会委員に、「兵庫県後期高齢者

医療広域連合議会委員会条例」第3条ただし書の規定に基づき、議長において、25番、朝来市・藤岡議員を指名いたしました。

最後に、議長において「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」及び「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程」を制定いたしました。

本件は、本年2月に開催いたしました令和7年第1回議会定例会において可決いたしました「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則」及び「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」の改正に基づき議長により定めることとされました事項につきまして、規定を制定したものでございます。具体的には、電子メール登録申請書を提出し承認を受けることで議会への請願書や発言通告書等のオンライン提出を可能とすること、また一定の要件はございますが、オンライン出席届出書を提出することで、委員会へのオンライン出席を可能とする等の規定を定めております。

以上で諸報告を終わります。

次に、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、19番、三田市・西田議員及び32番、稲美町・藤田議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(溝田 康人) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、認定第1号「令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」及び日程第4、認定第2号「令和6年度兵庫県

後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山根事務局長。

(山根事務局長 登壇)

○事務局長（山根 拓生） ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

認定第1号「令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」について御説明申し上げます。

本件、一般会計歳入歳出決算と後ほど御説明申し上げます認定第2号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ、別添のとおり、審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

提出議案の2ページをお開きください。

一般会計の歳入でございますが、歳入予算現額26億3,971万4,000円に対しまして、収入済額は27億2,753万7,799円でございます。

提出議案の3ページを御覧ください。

一般会計の歳出でございますが、支出済額の合計は23億1,321万4,539円で、歳入歳出差引残額は4億1,432万3,260円でございます。これを翌年度に繰越させていただきます。

これは主に第2款第1項総務管理費の不用額によるものでございます。

なお歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和6年度歳入歳出決算に関する附属書類の1ページから4ページまでに記載しております。

続きまして、提案議題の4ページをお開きください。

認定第2号「令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございますが、歳入予算現額8,979億4,585万9,000円に対しまして、収入済額は9,045億3,796万5,667円でございます。

提出議案の6ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳出でございますが、支出済額は8,857億4,438万366円でございます。

主な支出といたしましては、第1款保険給付費の予算現額8,727億8,408万3,000円に対し、支出済額8,617億9,819万5,199円でございます。

ここで不用額が109億8,588万7,801円でございますが、これは一人当たり給付費等が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

歳入歳出差引残額は187億9,358万5,301円ございまして、これを翌年度に繰越しいたします。なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和6年度歳入歳出決算に関する附属書類の5ページから13ページまでに記載しております。

以上、認定第1号及び認定第2号の説明を終わります。

何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(山根事務局長 降壇)

○議長（溝田 康人） 本件について発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

認定第1号を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第9号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第6、議案第10号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山根事務局長。

(山根事務局長 登壇)

○事務局長（山根 拓生） ただいま上程されました、議案第9号及び議案第10号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の7ページを御覧ください。

議案第9号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,442万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額それぞれ25億5,034万4,000円とするものでございます。

これは令和6年度決算歳入歳出差引残額を繰越しし、市町からの負担金の減額、マイナンバーと健康保険証の一体化の推進に伴う周知広報物の作成等に関

する経費に対する国庫補助金等の受入れに係る補正を行うものでございます。

なお歳入歳出事項別明細書につきましては、令和7年度補正予算に関する説明書の1ページから4ページまでに記載しております。

続きまして、提出議案の9ページをお開きください。

議案第10号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本補正予算は特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ188億1,532万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,333億7,391万円とするものでございます。

これは主に令和6年度決算歳入歳出差引残額に市町からの追加納付額、国や県からの追加納付額等を加えた188億円余から104億円余を市町、国、県負担金精算のために償還金等に充て、残り83億円余を後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てようとするものでございます。

なお歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和7年度補正予算に関する説明書の5ページから8ページに記載しております。

以上、議案第9号及び議案第10号について一括して御説明申し上げました。

何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（山根事務局長 降壇）

○議長（溝田 康人） 本件について発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、陳情第3号を議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

山根事務局長。

(山根事務局長 登壇)

○事務局長（山根 拓生） 陳情第3号「後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするため保険証発行、保険料、窓口負担軽減を求める陳情」について御説明申し上げます。

まず、陳情事項1点目、後期高齢者医療への出産育児一時金はじめ子育て支援制度の負担中止を国に求め、保険料を引き下げることにつきまして、保険料の算定基礎となる保険料率は被保険者数、医療給付費の動向、後期高齢者負担率、被保険者の所得状況などの様々な要素によって決まってまいります。

制度施行以降、医療給付費は上昇傾向にあり、さらなる高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、今後も医療給付費は伸びる見込みでございます。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年度から後期高齢者医療制度が、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されることとなりました。

加えて、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、児童手当等の子ども子育て施策の費用の一部に充てるため、後期高齢者医療制度を含む医療保険者は保険料と併せて子ども・子育て支援金を徴収し、国に納付することが義務付けられました。

このことから、当広域連合におきましても次期令和8・9年度保険料算定時

には、当該支援金負担金を組み込むこととなります。

なお、国に対しましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、同支援金を医療保険の仕組みを通じて財源を求める理由及び保険料の負担増に対して被保険者の理解が得られるよう国が責任を持って周知・広報及び説明を行うこと、並びに出産育児支援金や子ども・子育て支援金制度の導入など、短時間で保険料が増加する要因が複数あるため、保険料軽減措置の拡充や激変緩和措置の期間を長く設定するなど、適切な措置を講じるとともにその財源についても国の責任において確保することを要望しております。

次に、陳情事項2点目、窓口負担の軽減と外来負担の「配慮処置」を10月以降も継続するよう国に求めることにつきましては、窓口負担の2割負担導入は、少子高齢化が進み、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するために、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年10月1日以降、1割負担の方のうち、一定の負担能力がある方に御負担をいただいているものと認識しております。

また、「配慮措置」につきましても、2割負担となった方が急激な負担増になることを緩和するために3年間限りの措置として導入されたものと認識しております。

なお、国に対しましては、窓口2割負担の影響の分析・評価のさらなる検証を行い、被保険者等に十分な理解が得られるよう周知等に努めることを要望しております。

最後に、陳情事項3点目、マイナ保険証とは別に紙の「資格確認書」の一律発行を継続することにつきまして、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等により、令和6年12月2日以降は従来の被保険者証は新たに発行さ

れなくなり、マイナ保険証をお持ちの方は資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を交付することとなりました。

ただし、後期高齢者につきましては、令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用が示され、本年8月の年次更新においてはマイナ保険証の保有状況にかかわらず全被保険者に資格確認書を職権交付し、本年8月以降、新規加入者や券面情報に変更が生じたものについても同様に職権交付しているところでございます。

この取扱いは、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた暫定的な運用であり、この間に、マイナ保険証の利用促進に努めることが重要であることから、当広域連合といたしましても、引き続きマイナ保険証の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、陳情第3号について、御説明申し上げます。

(山根事務局長 降壇)

○議長（溝田 康人） 執行機関の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

陳情第3号を採択することに賛成議員の起立を求めます。

(起立なし)

○議長（溝田 康人） 起立者なしであります。

よって、陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第8、「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

はじめに、5番、西宮市・岩崎議員、自席で御発言を願います。

○議員（岩崎 敏雄） 後期高齢者医療制度に係る手続きオンライン化について御質問いたします。

国の行政手続オンライン化推進の方針に基づき、厚生労働省は、後期高齢者

医療制度に係る事務手続きの電子申請の取扱い等について、令和6年11月15日付け事務連絡を発出し、同制度における電子申請及び添付書類のオンライン提出が可能であること、並びに令和7年中にマイナポータルにおける申請フォームのひな型提供の予定等を周知しています。

また、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第7条によると、申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合においては、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるとしておりますが、既に複数の自治体での電子申請の導入事例も示されており、後期高齢者医療制度に係る事務手続きにおいて困難又は著しく不相当と認められる部分が非常に少ないものと認識をしております。

こうした状況の中で、本広域連合においては、後期高齢者医療制度に係る手続きオンライン化がいまだ実現されていない現状があります。住民の利便性向上、行政事務の効率化の観点から手続きオンライン化は避けて通れない喫緊の課題です。

よって、本広域連合事務局に対しこのような現状を踏まえ、後期高齢者医療制度に係る手続きオンライン化を迅速に推進していただきたいという観点から、以下の2点を質問いたします。

1点目は、本広域連合において後期高齢者医療制度に係る手続きオンライン化が現在行われていない現状について、改めて現状を確認するとともに、オンライン化に向けた課題は何であると認識しているかお伺いをいたします。

2点目は、後期高齢者医療制度に係る手続きオンライン化について推進する意思があるのかお伺いをいたします。

また、手続きオンライン化を進める意思がある場合、どのような方針の下、1点目で挙げられました課題を克服し、具体的にどのようなステップで進めて

いく計画かお伺いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） 行政手続きのオンライン化についてお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、行政手続きのオンライン化につきましては、住民の利便性向上や行政事務の効率化の観点から重要なことでございますので、当広域連合といたしましても、推進していくべきと考えてございます。

御紹介いただきました、厚生労働省が発出した事務連絡におきましては、後期高齢者医療制度に係る事務手続きについては、法律上電子申請が可能であること、添付書類のオンライン提出の是非については各行政機関において判断して差し支えないこと、全国の自治体における後期高齢者医療制度に係る電子申請の導入事例、また、マイナポータルにおける「申請フォームのひな型」が提供予定であることなどが示されてございます。

一つ目の御質問の課題についてでございますが、兵庫県下では複数の市町が各種行政手続きの電子申請受付の仕組みを持っており、それぞれの市町の実情にあわせて電子申請受付を実現している手続きがあることは承知してございます。しかしながら、これまでのところ、兵庫県下のいずれの市町からも、後期高齢者医療制度の申請手続きを電子申請で受け付けているという報告は聞いてございません。

このような状況の中、後期高齢者医療制度において電子申請を実現するためには大きく3つの課題があると認識してございます。

1点目は電子申請のプラットフォームを持っていない市町について、各市町で新たなプラットフォームを構築する必要があること。2点目は国民健康保険中央会が作成し、全国の都道府県広域連合が共通して使用している後期高齢者

医療標準システムは、厚生労働省の通知におきまして、電子申請内容の自動連携機能は作成しないとされており、また、各広域連合で独自開発が禁止されているため、せっかく各市町で電子申請を受け付けたといたしましても、現状においては市町において当該システムへの入力の手間がかかってしまうこと。さらに3点目でございますが、電子申請の受付を開始した場合、紙申請と電子申請が混在することになることから、当広域連合において申請書の記載内容を確認するために、申請種別ごとに紙か電子かのどちらかに統一するための新たな作業が必要になることとございます。

例えば、市町からの当広域連合に送達する申請書を、電子データで統一した場合、市町では、新たに紙の申請書をスキャニングしていくための作業が生じることになり、また、当広域連合ではスキャニングされた申請データをサーバーに格納、検索するシステムの構築が必要となってまいります。

これらの3つの課題のほかにも、申請に係る添付書類の原本性の確認や添付書類の電子化といった課題があると認識しております。

二つ目の御質問のこれらの課題への対応についてでございますが、1点目の電子申請のプラットフォームを持っていない市町があることにつきましては、既に電子申請のプラットフォームを構築している市町の状況をお伺いし、まだ申請プラットフォームをお持ちでない市町に対して情報の共有を図ってまいりたいと考えてございます。

2点目の電子申請で受け付けた内容の後期高齢者医療標準システムへの反映につきましては、他の広域連合とも足並みをそろえて、厚生労働省に対しまして当該システムの機能改善を要望してまいりたいと考えております。

また、当広域連合が現状で対応できることとして、電子申請で受け付けた場合にも、職員がシステムに入力する代わりにロボットが自動入力を行うRPA、ロボティックプロセスオートメーションの導入を検討してまいります。

導入に当たりましては、まず当広域連合でR P Aを導入し、当該システムへの影響を調査した上で、どのようなR P Aソフトが導入可能か各市町にお示しをするよう考えてございます。

3点目の紙の申請書の電子化につきましては、スキャニング作業、データの保存、検索システムの構築についての要件を整理し、ベンダに構築経費、運用経費の見積りを取った上で費用対効果を考えて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、市町におけるスキャニングにつきましても、市町の御意見をお伺いし検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、行政手続きのオンライン化につきましては、デジタル技術を活用して行政サービスの利便性の向上、並びに行政運営の効率性及び透明性の向上を実現することが求められる現状を踏まえまして、当広域連合といたしましても、積極的に取り組んでいく必要があると考えてございます。

また、取組みにあたりましては各市町における新たな業務や費用負担が一定生じることから各市町の御理解を得ることが必要となってまいりますので、各市町の御意見も十分にお伺いしながら推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（溝田 康人） 岩崎議員。

○議員（岩崎 敏雄） 御答弁ありがとうございました。

広域連合として行政手続きのオンライン化は重要な課題と捉え、推進していくべきであると考えていること、また、具体的な課題認識と対応策をお示ししていただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

御答弁にありましてとおり、既に県下の多くの市町で電子申請のプラットフォームが運用されている中で、後期高齢者医療制度における電子システムの受付については実績がないのが現状です。各市町が電子化に踏み出せない背景に

は、御指摘のとおり後期高齢者医療標準システムへの自動連携機能がないことや、紙と電子の申請が混在することによる事務負担の問題が大きな障壁となっているものと改めて認識を共有することができました。

また、御答弁では、標準システムの改修を待つだけでなく、入力作業を自動化できるRPAの導入調査や広域連合へ送達する申請書の電子化についても検討を進めていくとお示しいただきました。これらについて早急な検討と具体化を強くお願いしたいと思います。

今や高齢者のスマホ保有率は70歳代で8割、80歳代でも6割に上がり、利用者の利便性向上のためにも電子申請への移行は喫緊の課題です。また同時に、職員の負担軽減のための事務の効率化も避けては通れません。

手続きのオンライン化に向けて広域連合と各市町が連携し、まずは小さな一歩でも着実に踏み出すことが肝要です。前向きなご検討を心よりお願い申し上げます、私からの意見・要望とします。

よろしくお願いたします。

○議長（溝田 康人） 質問は終わりました。

続いて28番、加東市・藤尾議員、自席で御発言を願います。

○議員（藤尾 潔） まず1点目です。令和7年第1回定例会において、後期高齢者医療広域連合に一般公募による被保険者の公聴会設置を求める陳情が提出され、不採択となりましたが、新たに公聴会を設置するのではなく、現在設置されている医療制度懇話会に公募市民を加えるなどの方法で、より広く被保険者の声を取り入れる考えはないでしょうか。

2点目です。令和6年度の後期高齢者医療制度の被保険者一人当たりの医療費について県全体、そして、市町別の最高の自治体、最低の自治体の金額を示していただきたいと思います。併せてその格差は設立当初に比べて拡大傾向にあるのか縮小傾向にあるのかも示していただきたいと思います。

これで1度目の質問を終わります。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） まず、1点目の医療制度懇話会により広く被保険者の声を取り入れることについてお答え申し上げます。

議員御指摘の医療制度懇話会は、当広域連合設立当初から設置されているものでございまして、保険料率の改定など重要案件をはじめ、兵庫県における後期高齢者医療制度全般につきまして、様々な観点から御意見を頂戴し、その御意見を反映させながら後期高齢者医療制度の安定した運用に努めておるところでございます。

当懇話会は保険医等を代表する委員5人、公益を代表する委員5人、保険者を代表する委員3人のほか、被保険者を代表する委員として5人の方に御就任いただいております。

この被保険者を代表する委員につきましては、地域に住む人々が協力し、住みやすい地域をつくるための住民組織である、老人クラブ、自治会、婦人会から推薦をいただいております、それぞれ代表委員から意見を聴くことで広く被保険者の考えを取り入れることに繋がっていると考えてございまして、新たな委員を募集することは考えてはございません。

また、2点目の令和6年度における被保険者の一人当たりの医療費についてでございますが、令和6年度の後期高齢者一人当たりの医療給付費は、県全体としては95万8,993円になってございます。

医療給付費が最高の市町は106万1,352円、最低の市町は79万2,930円でその差は26万8,422円でございます。

医療給付費が最高の市町と最低の市町の差につきましては、制度が発足いたしました平成20年度が29万4,979円で、令和に入ってから25万円から30万円程度で推移しておりますので、傾向としましては、格差に大きな変化はないも

のと認識してございます。

以上でございます。

○議長（溝田 康人） 藤尾議員。

○議員（藤尾 潔） 再質問になります。3点まとめて質問します。

1点目、そういう形で、ある団体からの推薦をいただいているということは分かるのですが、2月議会の陳情では、公募という形で一般の市民の方からも意見を言わせてくださいということを言われているため、広域連合から団体に推薦をお願いする形ではなく、意見を言える市民の枠を設けることが大事だと思うのですが、改めてお考えを伺いたいと思います。

2点目、今回、個別の自治体名については質問しませんでした。議会では、私の市は何番目ですか、と聞くと、恐らく自治体ごとのデータを公表されると思うんですね。そうであれば、今回、決算報告をいただいておりますが、自治体ごとの医療費の金額を併せて資料として添付していただくことはできないでしょうか。やはり、先ほどの医療給付費に30万円程度差があるという話において、県下でも、医療機関が遠くて受診ができないような自治体、身近なところに医療機関があって受診機会が比較的多い自治体がある中で、統一して制度を運営していくためには、助け合いの精神を御理解いただける範囲の中でやっていかなければいけないと思うので、各自治体の努力も必要になってくると思います。また、格差を縮小していく努力も必要になってくると思うので、データを示していただけませんかということです。

それと、各自治体のインセンティブというような形で努力を促していくような方策は考えられないかということ。

この3点になりますがお願いしたいと思います。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） まず1点目の広く被保険者から意見を聴くべき

ではないかという御質問に対して、御答弁申し上げます。

先ほど申しました医療制度懇話会につきましては、様々な代表の方が入っていただいて御意見を頂戴しております。それから、一般的な御意見の公募というのであれば、広域計画やデータヘルス計画などの大きな計画策定に当たりましては、その都度パブリックコメントを実施いたしております。

また、個別のご意見につきましては、市町においてフレキシブルに対応をさせていただいているところがございます。

例えば、懇話会や同様の趣旨の会議で、公募委員に就任していただき、御意見をお伺いしている事例がないかについて、近隣の他の広域連合へ調査を行ったのですが、個別の御意見は、それを直接反映しにくいところもございまして、他の広域連合においても懇話会等では採用していないというのが実情でございます。

いずれにいたしましても、現在行っているものだけではなくて、こういった形で、被保険者の方々あるいは市町の住民の方々の御意見をお伺いできるかということについて研究してまいりたいと考えてございます。

2点目の個別の市町のデータを知らせることができないかという御質問、それから市町の取組みに対してインセンティブを考えるべきではないかという御質問についてでございますが、まず、個別の各データにつきましては我々も広く分析をしており、各市町には全県の細かいデータを周知してございます。今回、議員から御意見のありました、議員の皆様に対してどういう形でお示するかにつきましては改めて検討させていただきたいと考えます。

それからインセンティブにつきましては、後期高齢者医療だけではないのですが、国におきまして、例えば、健診の受診率や様々な取組みに対して、各広域連合に対しインセンティブ制度が設けられており、当広域連合でも国からインセンティブの国庫補助をいただいているという状況でございます。市町に対

するインセンティブにつきましては、今後、どのような形でどの程度行えばいいのかということもございますので、それにつきまして検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（溝田 康人） 質問は終わりました。

次に、日程第9、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

酒井広域連合長。

（酒井広域連合長 登壇）

○広域連合長（酒井 隆明） それでは、ただいま御上程をいただきました同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について説明を申し上げます。

提出議案の11ページをお開きください。

本件は、岩根正副広域連合長が本日付けをもって退任いたしますので、副広域連合長として新たに、丸谷聡子明石市長を選任いたしたく兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

御審議をいただきまして、何卒御同意を賜りますようお願い申し上げます。

（酒井広域連合長 降壇）

○議長（溝田 康人） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、本日付けをもって副広域連合長を退任されます岩根正加東市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩根正加東市長。

(岩根加東市長 登壇)

○加東市長（岩根 正） 発言のお許しをいただきましたので、副広域連合長退任に当たりましての御挨拶を申し上げます。

私は昨年8月21日に選任をいただき就任をさせていただきました。その在任の間、議員の皆様には格段の御理解と御協力を賜り、心から御礼を申し上げます。後期高齢者医療の兵庫県域一体となった取組みは大変有意義なものと考えてございます。

この度、私は副広域連合長を退任いたしますが、今後ともその一員として皆様とともに取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、これをもちまして退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(岩根加東市長 降壇)

○議長（溝田 康人） 以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議賜り、また、議事進行に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より御挨拶があります。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長（酒井 隆明） それでは議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日の定例会に提出いたしました案件は、いずれも重要なものばかりであり

ましたが、慎重なる御審議を賜り、いずれも御承認をいただき、また、活発な御意見も賜りまして大変ありがとうございました。

今後とも国の動向を注視し、全国の広域連合や県内41市町とも連携協力し、安定的な運営に努めていきたいと考えますので、引き続き議員の皆様にはよろしくお願いを申し上げます。

お盆を過ぎましたが暑い日が続いております。どうか実りの秋に向け、議員の皆様にはますます御健勝で地域のために御活躍をいただきますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長（溝田 康人） 御挨拶は終わりました。

これをもちまして、令和7年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後2時49分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

議 長 溝 田 康 人

署名議員 西 田 和 明

署名議員 藤 田 浩 之